

令和6年度第1回鹿嶋市総合教育会議 議事録

日 時

令和6年8月22日（木） 13時30分～14時30分

場 所

鹿嶋市役所3階 会議室303

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 議事

— 事務局より資料に基づき説明 —

委員)

- ・「以下の通り5つの方針を定めます（P10）」とあるが、「4つ」の誤りか。
⇒事務局) 誤り。「4つ」に修正。

委員)

- ・人生100年時代を生きるとなると、一人一人が支え合うという考え方がないといけない。支え合う体系といったところも加えると良いと思う。

委員)

- ・内容がわかりやすくまとまっている。人と社会、地域とつながるということも大事であり、主体的に学ぶという部分も今の時代に合っている。
- ・基本方針が多くなると事業数も増えてしまうということで、基本方針を現行の7つから減らしてコンパクトにするということか。
⇒事務局) 教育大綱の柱に基づき、それぞれの柱ごとに教育振興基本計画で基本的な施策がぶら下がる形となり、施策に基づいていくつかの事業が行われることとなる。基本的な柱が4つに絞り込まれたからといって、教育振興基本計画の中身がシンプルになり事業がなくなるということはないと考える。

委員)

- ・溢れる情報の中から誤った情報や意図的に操作された情報を見抜く力、情報を正しく扱う能力が大切であると感じる。誹謗中傷やフェイクニュース等が問題化し

ているが、教育大綱でこの部分を押さえれば、教育振興基本計画にも繋がっていくと思う。

- ・「相談体制（P12）」と「相談“支援”体制（P13）」、「相談支援体制の“強化”（P13）」と「相談支援体制の“充実”（P13）」の使い分けに意図はあるか。
⇒事務局）「相談“支援”体制」については、不登校・いじめ・虐待・ヤングケアラー等について、福祉的支援の側面が強く、継続的に関わっていくという意味合いが含まれていると考える。「強化」と「充実」はほぼ同義と考えている。
- ・「地域・公民館・学校が協力しながら学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（P13）」とあるが、保護者は「地域」に含まれるのか。
⇒事務局）「保護者」を強調すべきか、「地域」の中に含んで考えるか、教育委員会と相談する。

委員）

- ・自らの力で社会の変化を乗り越え、未来を切りひらいていく力を身に付けることが、これまで以上に必要となっている。AIの時代を生き抜いていく子どもたちを育てていかなければならないため、教育大綱の大きな柱として大切にしてほしい。
- ・現行の大綱には「策定の概要」を載せていたが、改訂案では削除されており、これは大綱をコンパクトにするためか。
⇒事務局）元々「策定の概要」として設けていたが、教育委員会と調整をする中で、概要の中身が大綱（改訂案）の随所に書かれているため、改めて項目として整理する必要はないという判断になった。
- ・現行の大綱では「共育」と「郷育」が、特徴的な言葉として目立っていたが、改訂案で削除されているのは、これからの時代というところに視点をあてているため、重点的に載せる必要はないという判断か。
⇒事務局）今回の改訂では、基本的な法体系に基づき、その中で書かれているものを整理するという進め方だが、「共育」や「郷育」はその先にあるもの。基本となるものをしっかり押さえるという考え方のため、「共育」「郷育」という言葉は使用していない。
- ・「人生100年時代をあざやかに『鹿嶋』で生きる（P1）」という文言の「あざやかに」とはどのような意味合いか。
⇒事務局）第四次鹿嶋市総合計画の中で、まちの将来像として「Colorful Stage Kashima～ひとあざやかに ひとつのまちに～」と示しており、色々な人たちが色々な舞台上で活躍しましょうという意味で使用している。

- ・人間にしかできないことが必ずあり，AI はあくまでも人間が作り操作するものであるため，「基本的な学力」を持った子どもを育てるという部分にも言及してほしい。
⇒事務局) 基本方針 1 に記載のとおり，情報を正しく扱う能力を育成するために「基本的な学力が必要である」という関連性がある。
- ・基本理念の「主体的に学び」「人とつながり」という文言の意図は何か。
⇒事務局) 法体系に基づいて整理し，AI 時代・今の時代を乗り越えていくため子どもたちが主体的に学ぶというイメージで使用している。
- ・基本理念の「未来をひらく」の「ひらく」を平仮名にした意図は何か。
⇒事務局) 「ひらく」には色々な意味（開く・拓く）が含まれるため，漢字ではなく平仮名を使用している。
- ・基本方針 1 と基本方針 2 の並びに違和感がある。基本方針 1 と基本方針 4，基本方針 1 と基本方針 3 は学校教育という部分で内容がリンクしているため，1→4→3→2 という流れが良いのではないか。
⇒事務局) 基本方針 1 は学校教育法に定められている内容について記載し，基本方針 4 ではそれ以外に必要な部分を整理している。「学校教育」「社会教育」「それらを支える環境」+「これからの時代」という流れで柱建てを整理している。記載の順番によって重要度が変わるわけではない。
- ・「策定の背景や根拠法令，概要を踏まえ～（P9）」とあるが，「概要」は不要ではないか。
⇒事務局) 不要。文言削除。

市長)

- ・義務教育というと「子どもたちが義務的に教育をやらされる」というイメージだが，本来は，国民が国に対し「教育は国の責任である」という義務を負わせており，それを受けて，国が法令を設け，教育の進め方を示す流れとなっている。この流れを整理したうえで，教育大綱を策定するため，憲法から示す形（P4）となっている。

教育長)

- ・教育大綱は，全ての教育を網羅する必要はなく，市長が定める教育の方針であるが，現行の教育大綱より方向性が分かりやすくなっている。
- ・行政としては，学校教育と社会教育は教育の両輪であると考えている。基本方針

について、学校教育→社会教育という順番でまとめる方が事業を進める中で良いのではないかと思う。

市長)

- ・教育基本法にて教育の目的・目標を示し、学校では具体的にどうするのかというのを学校基本法において示している。私が国語と算数に力を入れてほしいと言ったのも学校基本法から取っており、法令を踏まえただけで方向性を決めるということで、関係法令を載せる形となっている。

委員)

- ・「インクルーシブ教育の推進（P13）」を入れた背景は何か。
⇒**事務局)** 教育現場では、障害の有無にかかわらず一緒に勉強しましょうという流れがあると思うが、そのような多様性が認められる社会というのをベースとしている。

事務局) 内容については改めて精査し、次回総合教育会議にて諮る。

以上